

平成24年度第1回岡山県食の安全・食育推進協議会次第

日 時：平成24年10月12日(金)
14:00～16:00

場 所：三光荘 アトリウム

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 岡山県食の安全・食育推進計画（仮称）の策定について

(2) その他

4 閉 会

岡山県食の安全・食育推進協議会委員名簿

五十音順

No.	氏名	所属・職名	備考
1	うちだ くにひこ 内田 邦彦	農林水産省中国四国農政局消費・安全部業務課長	
2	おぎの けいき 荻野 景規	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科公衆衛生学分野・教授	
3	おさふね むねかず 長船 宗員	岡山市中央卸売市場運営協議会・会長	
4	きしもと たえこ 岸本 妙子	岡山県立大学保健福祉学部栄養学科・教授	副座長
5	きむら いちろう 木村 一郎	日本労働組合総連合会岡山県連合会・副事務局長	
6	きもと たえこ 木元 妙子	岡山県小学校長会 岡山市立高島小学校・校長	
7	くにとみ たいじ 国富 泰二	社団法人岡山県医師会・理事	
8	こばやし としこ 小林 侑子	岡山県農山漁村生活交流グループ協議会・会長	
9	さきまき ゆうこ 佐々木 裕子	特定非営利活動法人津山市消費生活モニター連絡会・理事長	
10	すぎもと むつこ 杉本 睦子	岡山県栄養改善協議会・会長	
11	すずき みきはる 鈴木 幹治	全国農業協同組合連合会岡山県本部・副本部長	
12	たかはし ゆきよ 高橋 幸代	美作華の会・代表	
13	ただ みきろう 多田 幹郎	中国学園大学現代生活学部長・大学院研究科長	座長
14	たなか しゅういち 田中 収一	株式会社山陽新聞社論説委員会・特別論説委員	
15	なんば ようへい 難波 洋平	岡山県漁業協同組合連合会・専務理事	
16	のづ たかし 野津 喬	社団法人岡山県食品衛生協会・会長	
17	はしもと かずお 橋本 和雄	岡山流通情報懇話会・会長	
18	ひらいわ ひろむ 平岩 弘	社団法人岡山県歯科医師会・理事	
19	ふじたに ゆきひろ 藤谷 幸弘	岡山県PTA連合会・会長	
20	ふじもと さちみ 藤本 サチミ	岡山県消費生活問題研究協議会・副会長	
21	ふじもと たかこ 藤本 貴子	岡山県愛育委員連合会・会長	
22	みつはし ゆきお 三橋 幸夫	岡山県生活協同組合連合会・副会長理事	
23	もり けいこ 森 恵子	社団法人岡山県栄養士会・会長	副座長
24	よしだ しをり 吉田 しをり	岡山県地域活動連絡協議会・会長	

岡山県食の安全・食育推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 食の安全・安心の確保及び食育について県民一体となった取組を推進するため、情報交換と連携の促進を図り、広く県民各層の意見を施策に反映させる場として、岡山県食の安全・食育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(活動事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 食の安全・安心の確保及び食育に関する施策の推進及びその評価
- (2) 食の安全・安心の確保及び食育に関する県民参画の促進
- (3) 食の安全・安心の確保及び食育に関する情報の共有化
- (4) その他前条の目的の達成のために必要な活動

(組織)

第3条 協議会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は次に掲げるもののうちから知事が委嘱する。

- (1) 消費者
- (2) 生産者
- (3) 食品加工・流通業者
- (4) 教育関係者
- (5) ボランティア団体
- (6) 学識経験者
- (7) 行政機関関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長等)

第5条 協議会には、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 4 副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、座長が招集する。

(関係者の出席要請等)

第7条 座長は、協議会が必要と認めるときは、関係者に対し、会議への出席を要請し、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、岡山県保健福祉部において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年6月15日から施行する。
- 2 岡山県食の安全対策協議会設置要綱第1条に規定する岡山県食の安全対策協議会は、この要綱第1条に規定する岡山県食の安全・食育推進協議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 3 この要綱第3条第2項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、この要綱第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年11月21日までとする。

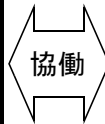
岡山県食の安全・食育推進体制

政策推進会議

目的	県政の基本目標である「快適生活県おかやま」の実現に向け、部局横断的な課題等について、方針決定を行い、政策を立案し、推進するほか、各部局に関連する情報を共有する。
構成	知事 副知事 公営企業管理者、総合政策局長、総務部長、県民生活部長、環境文化部長、保健福祉部長、産業労働部長、農林水産部長、土木部長、出納局長、危機管理監、県民局長、教育庁、警察本部長

食の安全・食育推進協議会

役割	食の安全・食育推進に関する県民運動、実践活動等の推進
構成	消費者関係団体 生産者関係団体 加工（製造）関係団体 流通関係団体 教育関係者 ボランティア団体 学識経験者 行政機関



食の安全・食育推進会議

食の安全推進部会	
所掌	(1) 県内で生産、加工（製造）及び流通する食品の総合的な安全、安心確保に関する施策の企画、立案及び調整 (2) 前項に掲げる施策の進行管理 (3) 政策推進会議に付議する事項の協議 (4) その他食の安全の推進に必要な事項に関すること
組織	・保健福祉部次長 ----- ・関係課長
食育推進部会	
所掌	(1) 食育基本法に基づく食育推進に関する施策の企画、立案及び調整 (2) 前項に掲げる施策の進行管理 (3) 政策推進会議に付議する事項の協議 (4) その他食育の推進に必要な事項に関すること
組織	・保健福祉部次長 ----- ・関係課長



関係出先機関